

かがわDX Lab実証研究事業費補助金交付要綱の一部改正
 かがわDX Lab実証研究事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第14条 補助金の支給を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第1項の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の<u>3月31日</u>のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第9号)に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の<u>3月12日</u>までとする。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第14条 補助金の支給を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第1項の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定をした年度の<u>3月13日</u>のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第9号)に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。